		二十一　閉囲された作業場所においてメタン、酸素及び一酸化炭素の濃度を定期的に計測し、通風すること。 二十二　定期的に積載場所においてビルジのＰＨの計測を行い、その結果、ビルジウェルの腐食の危険性があると判断した場合は、積載中はビルジウェルにビルジが蓄積しないようにすること。
還元鉄(A) （熱間成型されたブリケット）	DIRECT REDUCED IRON(A) Briquettes, hot-moulded	一　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 二　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のもの）の個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 四　積載場所は、塩分及び残渣がないよう清浄かつ乾操した状態であること。 五　積載場所からサイドスパーリング及び残渣等燃えやすい物を除去すること。 六　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において船積みをしないこと。 八　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 九　船積み前に、船長は荷送人から、非常時に従うべき安全手順のほか、当該荷送人が積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する次に掲げる事項を示す書面の提出を受けること。 イ　微細な（粒径が6.35㎜以下の状態をいう。以下同じ。）貨物の重量が貨物の全重量の５％を超えないこと。 ロ　貨物の水分値が１％を超えないこと。 ハ　貨物の温度が65℃を超えないこと。 十　船積みにおいては、ブリケットの破損及び微細な貨物の発生を最小化するための措置をとること。 十一　貨物は残渣が加えられていない均質のものであること。 十二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十三　船長は、船積み中に行う貨物の温度の計測記録の写しを有していること。 十四　船積み後に、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、貨物が第九号の要件を満たすことを示す書面を有していること。 十五　暴露甲板上の積載場所に通じる閉鎖区域が風雨密であることを確認すること。 十六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。 十七　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
		十八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十九　荷役作業中は、甲板及び積載場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 二十　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る場合は、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積に留意した安全措置をとること。 二十一　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 二十二　機械通風装置を用いて前号の通風を行う場合は、防爆型の送風機を用いること。 二十三　通気装置の吸気口及び排気口には、火炎防止金網を装備すること。 二十四　第二十一号の通風により、貨物から発生する可燃性ガスが居住区域に侵入し、危険な状態にならないようにすること。 二十五　積載場所における空気中の水素濃度及び貨物の温度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 二十六　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。 二十七　積載中及び陸揚げ時に積載場所における空気中の水素濃度が１Vol%を超えた場合は、安全措置をとること。 二十八　積載中に貨物の温度が65℃を超えた場合には、安全措置をとること。 二十九　ビルジウェルを定期的に点検し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十　ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。 三十一　甲板及び積載場所に隣接する区画に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十二　陸揚げ後に清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
還元鉄(B) （塊、ペレット、冷間成形されたブリケット）	DIRECT REDUCED IRON(B) Lumps, pellets, cold moulded briquettes	一　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものを除く。）と別の船舶に積載すること。 二　火薬類（等級が1.4であって隔離区分Ｓのものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類及び腐食性物質（酸性のもの）の個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 四　積載場所は、塩分及び残渣がないよう清浄かつ乾燥した状態に保つこと。 五　積載場所からサイドスパーリング及び残渣等燃えやすい物を除去すること。 六　貨物を乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において船積みをしないこと。 八　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。